第１の２中「による住民基本台帳カード」を「による個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号。以下「番号利用法」という。）」を「番号利用法」に、「及び機構」を「機構」に、「又は住民基本台帳カードを発行する」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二六年総務省令第八五号。以下「番号利用法総務省令」という。）第三五条第二号及び第七号に掲げる事務に係る情報を機構との間で通知し、及び認証業務（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成一四年法律第一五三号。以下「公的個人認証法」という。）第二条第三項に規定する認証業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要な情報を機構との間で通知する」に改める。

第１の５中「都道府県知事が」を「機構が」に、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成一四年法律第一五三号。以下「公的個人認証法」という。）」を「公的個人認証法」に、「電子証明書を」を「署名用電子証明書及び公的個人認証法第二二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書を」に、「異動等情報を利用し、又は機構が指定認証機関（同法第三四条第一項に規定する指定認証機関をいう。以下同じ。）に対し、電子証明書の発行を受けている者に係る異動等情報の提供を行うための都道府県知事若しくは」を「機構保存本人確認情報（法第三〇条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち個人番号以外のものを利用するための」に改め、第１の13を第１の14とし、第１の６から第１の12までを一ずつ繰り下げ、第１の５の次に次のように加える。

６　カード管理システムサーバ

市町村長から委任された番号利用法総務省令第三五条第二号及び第七号に掲げる事務を処理するための機構の使用に係る電子計算機

第３の３(1)中「（法第三〇条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）」を削り、「又は指定認証機関に異動等情報を提供するために認証業務連携サーバと指定認証機関の使用に係る電子計算機を結ぶこととした場合における」を「における電気通信回線、コミュニケーションサーバ及び機構サーバとカード管理システムサーバを結ぶ電気通信回線又はコミュニケーションサーバと機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機を結ぶ」に改める。

第４の３(4)中「提供し、又は認証業務連携サーバから指定認証機関に異動等情報を提供するため」を「提供するための通信、コミュニケーションサーバ若しくは機構サーバとカード管理システムサーバとの間の通信又はコミュニケーションサーバと機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機との間」に改め、第４の３(5)中「提供し、又は認証業務連携サーバから指定認証機関に異動等情報を提供するためのデータの交換についても、」を「提供するためのデータの交換、コミュニケーションサーバ若しくは機構サーバとカード管理システムサーバとの間の通信又はコミュニケーションサーバと機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機との間の通信についても、交換する」に改める。

第４の５(1)中「、機構サーバ及び認証業務連携サーバ」を「及び機構サーバ」に、「又は指定認証機関の使用に係る電子計算機」を「、カード管理システム又は機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機」に改め、第４の５(2)中「、機構サーバ及び認証業務連携サーバ」を「及び機構サーバ」に、「又は指定認証機関の使用に係る」を「、認証業務連携サーバ、カード管理システムサーバ又は機構の使用に係る認証業務の用に供する」に、「（公的個人認証法第二条第二項に規定する認証業務をいう。以下同じ。）」を「並びに通知カード及び個人番号カードに係る業務」に改める。

第５の１中「及び指定認証機関の使用に係る電子計算機」を「、機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機と既設ネットワークを接続する場合及びカード管理システムサーバ」に改め、第５の１(3)中「又は指定認証機関の使用に係る電子計算機」を「、機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機又はカード管理システムサーバ」に改め、「認証業務」の下に「並びに通知カード及び個人番号カードに係る業務」を加える。

第５の２(3)を削る。

第５の３(2)を削る。

第６の４(1)中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

第６の６(1)（見出しを含む。）及び(2)中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改め、第６の６(5)中「法第三〇条の四四第五項」を「番号利用法第一七条第二項」に、「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に、「同条第六項」を「同条第三項」に改める。

第６の９の見出し中「本人確認情報等」を「本人確認情報」に改め、第６の９(7)を削る。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

（通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準の一部改正）

２　通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）を次のように改正する。

第２の１(3)カ及び第４の１(3)カ中「第１の13」を「第１の14」に改める。

○総務省告示第三百五十四号

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）第二条第一項、第三条、第五条、第五条の二第一項、第七条、第十二条から第二十一条までの規定に基づき、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月一日

総務大臣　山本　早苗

第１の１中「認証業務連携サーバ」の下に「、情報提供ネットワークシステム等連携サーバ」を加える。

第１の２中「及び認証業務」を「認証業務」に、「通知する」を「通知し、及び機構に情報提供用個人識別符号（番号利用法施行令第二〇条第一項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。以下同じ。）を取得するために必要な情報を通知する」に改める。

第１の３中「並びに」を削り、「行う」を「行い、並びに機構に情報提供用個人識別符号を取得するために必要な情報を通知する」に改める。

第１の４中「並びに」を削り、「通知する」を「通知し、並びに情報照会者等（番号利用法施行令第二〇条第一項に規定する情報照会者等をいう。以下同じ。）から情報提供用個人識別符号を取得するために必要な情報の通知を受ける」に改める。

第１の14を第１の15とし、第１の６から第１の13までを一ずつ繰り下げ、第１の５の次に次のように加える。

６　情報提供ネットワークシステム等連携サーバ

情報照会者等から情報提供用個人識別符号を取得するために必要な情報の通知を受け、若しくは情報提供等記録の開示の請求を行う者（番号利用法附則第六条第五項の規定による開示の請求を行う者をいう。以下同じ。）から当該開示の請求のために必要な情報の通知を受け、又は総務大臣に番号利用法施行令第二〇条第四項の規定に基づき住民票コードを通知するための機構の使用に係る電子計算機

第３の３(1)中「電子計算機を結ぶ電気通信回線」の下に「又は総務大臣に住民票コードを通知するために情報提供ネットワークシステム等連携サーバと総務大臣の使用に係る電子計算機を結ぶこととした場合における電気通信回線若しくは情報照会者等から情報提供用個人識別符号を取得するために必要な情報の通知を受けるために情報照会者等の使用に係る電子計算機と機構サーバ若しくは情報提供ネットワークシステム等連携サーバを結ぶこととした場合における電気通信回線若しくは総務大臣から情報提供等記録の開示の請求のために必要な情報の通知を受けるために総務大臣の使用に係る電子計算機と情報提供ネットワークシステム等連携サーバを結ぶこととした場合における電気通信回線」を加え、第３の３(2)中「電気通信回線」の下に「並びに情報提供ネットワークシステム等連携サーバ及び総務大臣の使用に係る電子計算機を結ぶ電気通信回線」を加える。